

令和 3 年 度

教育委員会定例会（4月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和3年4月21日(水) 10時00分から11時38分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春
委 員	河田 文

3 事務局出席者

教 育 部 長	阪本 武郎	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	木村 実
教育部次長兼学校給食 センター所長	賀藤 久道	学 校 教 育 課 人 権 教 育・教科指導担当課 長兼教育センター長	花岡 純
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	生 涯 学 習 推 進 課 長	安田 美有希
青 少 年 育 成 課 長	勝村 隆彦	教 育 部 上 席 主 幹 兼 主 任 (生涯学習推進担当)	村上 始
公 民 館 長 兼 主 任	神本 かおり	図 書 館 長 兼 主 任 兼 田 原 図 書 館 主 任	田中 学
教 育 総 務 課 主 任	木邨 勇貴		

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第9号	(仮称) 四條畷市教育振興基本計画の策定方針について
議案 第10号	四條畷市立学校夏季休業日における学校閉庁日の実施について
報告 第8号	地域とともにある学校づくり推進事業モデル実施について
報告 第9号	四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について
報告 第10号	四條畷市いじめ問題対策委員会委員の再委嘱について
その他	4月1日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応につい て
	KyouKan ヘッドラインニュースについて

植田教育長

只今から、4月の教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、議事録署名者の指名を行います。
本日の議事録署名者は、山本教育長職務代理者をお願いいたします。

それでは議事に入ります

議案第9号（仮称）四條畷市教育振興基本計画の策定方針についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明を願います。

板谷教育総務課長

議案第9号（仮称）四條畷市教育振興基本計画の策定方針について、教育基本法第17条第2項の規定に基づく計画を策定するにあたり、教育委員会にてその方針を定めたく、本案を提案いたします。

配付資料に基づき内容を説明させていただきます。

1ページの1策定の趣旨では、本市のこれまでの取組みと現在の社会情勢、新たな計画策定の必要性を記載しております。

次に、2位置づけといたしましては、3月改訂の教育振興ビジョンと同様、教育基本法第17条第2項の規定に基づく計画としております。

また、体系図では、四條畷市総合計画と教育大綱、国の教育振興基本計画との関係性を掲載しており、本図は市長部局策定の教育大綱の体系図と連動しております。

次に、2ページの3策定にあたっての基本的な考え方といたしましては、わかりやすく、共感が得られる計画、社会変化に対応できる計画、継続性のある計画としております。

次に、4構成といたしましては、基本理念に将来像を、基本方針に施策の方向性を示し、具体的、短期的な取組みについては、分野別計画やアクションプランを別途定め、教育振興基本計画と目的を共有しつつ、機能分担していきたいと考えております。

次に、3ページの5計画期間については、本計画が教育の総合的な指針となることを踏まえ、長期的な展望を示すものとなるよう、また、総合計画、教育大綱の計画期間に鑑み、令和17年度末までの14年間を計画期間としたいと考えております。

ただし、総合計画の第1フェーズの終了かつ教育大綱が終了する令和7年度と、総合計画の第2フェーズの終了かつ大綱の2期めが終了する12年度をめどに、必要に応じた適宜の見直しを行いたいと考えております。

次に、6策定体制といたしましては、教育部の次長及び課長級で組む策定委員会を設置し、取組みの方向付けを行い、7の市民参画の方法により、市立学校や関係団体との意見交換を交え、策定作業を進めてまいりたいと考え

<p>(板谷教育総務課長)</p>	<p>ております。</p> <p>これらに加えて、教育委員会定例会、総合教育会議、未来教育会議及び市議会に対する報告、共有等を予定しており、時期、内容等の詳細は次ページのスケジュールに挙げるとおりでございます。</p> <p>以上が策定方針案の概要でございます。</p> <p>宜しくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本件について、質疑等ございましたらお願いします。</p>
<p>山本職務代理者</p>	<p>教育基本計画につきましては、教育大綱と並ぶものと考えていますので、教育の実態としては教育大綱に基づいた計画だと考えていかなければならない。</p> <p>そのうえで、総合計画の第4章学び、文化、スポーツの部分の教育大綱でふれられていない部分を本計画の中に追加していくというのが教育基本計画なのだと思います。</p> <p>その点から、3点の基本的な考え方については賛成したいと思います。</p> <p>そのなかで、2箇所、文章表現を変更した方が良いのではないかと。</p> <p>1つは、1ページの策定の趣旨ですが、「私たちをとりまく環境」という表現に間違いはないですが、計画の策定方針なので、「私たち」という表現を「本市」あるいは、内容が大きなものもあるので「我が国」とした方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>もう1つは、2ページの基本的な考え方の(2)「社会変化に対応できる計画」が対応していくという実践的な文言で記述されており、これはあくまで計画なので「柔軟な取組みを推進する」あるいは「対応する計画を策定する」と変更した方が良いのではないかと思います。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>適正に伝わりやすくなるように表現を修正させていただきたいと思いません。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>先般の総合教育会議のなかでも市長からこの計画に対する期待と私たちに対する責任について言及されていたかと思しますので、今年度内の計画の策定は大変なことだと思いますが、皆さんとともに歩んでいけたらと思っています。</p> <p>策定にあたっての基本的な考え方の(2)社会変化に対応できる計画という、今もそうですが、何が起こるかわからないこれからの14年というのがとてつもなく長くて、総合計画よりも長いというのが、適宜見直しますと仰</p>

<p>(佃委員)</p>	<p>いましたが、期間の矢印を間で見直すということがわかるようにしても良いのではないかと思います。</p> <p>あと、7市民参画について、いろいろな方の意見を聴くというあたりで、計画策定に対しては団体の長の方というところでも高年齢という、失礼ですが、そういう方が多いのですが、例えば学校現場のなかでも校長先生方だけではなく、若い先生方も交えて意見をもらうとか、若い方の意見を反映できるようなものになれば、もっと良いのではないかと思います。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>計画の見直しの時期につきましては、点線で表記するなど工夫をさせていただきたいと思います。</p> <p>市民参画の方法につきましては、現在、どのような団体が適当か、どういった聴き方をしたら良いかということをご各課で検討いただいておりますので、今のご意見も含めて考えていきたいと思っております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>私も期間のところでは思ったことがありまして。</p> <p>佃委員からもご意見がありましたが、14年間という言葉のインパクトが強すぎるので、後の方で必要に応じて見直しを行うと記載がありますが、14年という言葉の響きがあまりにも重いかなど。</p> <p>5年ごとだとか随時だとか、何かインパクトをもう少しやわらげる表現をできないかなと思っております。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>佃委員からいただいたご意見と併せて考えさせていただきたいと思っております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本職務代理者</p>	<p>私も期間の部分は引っかけりをもっていますが、基本方針については必要に応じて見直しを行うと記載がありますが、具体的な分野別計画あるいはアクションプランについての記述がないです。</p> <p>全体の方針なのでそういった記述が必要かはわかりませんが、分野別計画は基本的に毎年、時点修正をする必要があると考えますので、そのあたりの記述をする必要はないのでしょうか。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>現在、分野別計画につきましては、明確に何年以内という規定は、市長部局も含めてもっていないのが現状でございます。</p> <p>ただ、近々の施策を分野ごとに示す計画なので、大体5年程度のものが多いかと思っております。</p>

<p>(板谷教育総務課長)</p>	<p>その考え方の整理を、本計画のなかに加えていくのか、また別途もつのかというのは改めての検討をさせていただきたいと思います。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>今に加えて、4の図の下に点検評価をもって行うとあるのですが、おそらく教育基本計画には評価の物差しを明記されると思いますが、加えて教育委員会全体の事業予算も一緒に紐付けられていくということでしょうか。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>教育基本計画のなかには、施策の方向性ということで、大きな方向性を書き込むこととなりますので、実際の5年を見通した事業であるとかは先ほど出てきました分野別計画のなかにも明記していきます。</p> <p>基本計画なかには、事業予算までの記載はないというイメージを今のところもっています。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>河田委員</p>	<p>本計画が策定されるにあたり、一般の保護者や地域の住民はこのような情報はなかなか仕入れる機会がないので、こんなに時間をかけて丁寧につくっていく計画であれば、なるべく広く周知されるように発信していかれたら良いと思いました。</p>
<p>板谷教育総務課長</p>	<p>スケジュールにもお示ししておりますが、パブリックコメントで広く市民からも意見を募りたいと思っております。</p> <p>パブリックコメントの周知について、例えばTwitterを使うなど、なるべく広がりやすい方法で皆さんにお知らせをして、計画を知ってもらうことと、ご意見をいただくということに努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に質疑等ありましたらお願いいたします。</p> <p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第9号（仮称）四條畷市教育振興基本計画の策定方針について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議はないようですので、議案第9号については、原案のとおり可決とすることに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p>

(植田教育長)	<p>議案第10号 四條畷市立学校夏季休業日における学校閉庁日の実施についてを議題といたします。</p> <p>事務局から、本件の内容説明を願います。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長	<p>議案第10号、四條畷市立学校夏季休業日における学校閉庁日の実施についてです。</p> <p>教員の働き方改革に資する取組みとして、夏季休業中の学校閉庁日の実施にあたり、議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、平成31年3月18日に通知のあった「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」を鑑み、市立学校管理職を含めた教職員に対し、専門性を高めるための研修時間を確保しつつ日々の生活の質や教職人生を豊かにし、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことを趣旨に、昨年度の実績及び検証を踏まえ、今年度も引き続き、夏季休業中に学校閉庁日を実施したく、本案を提案いたしました。</p> <p>具体的に令和3年度は、8月11日（水曜日）から13日（金曜日）の3日間を想定しています。ご審議の程、よろしく願います。</p>
植田教育長	<p>それでは、本件について、質疑等ございましたら願います。</p>
山本職務代理者	<p>学校閉庁日については、策定した年度の時に、教職員の一部の方から反対といたしますか、従ってもらえない方が出てきたと記憶していますが、昨年度は何か問題等ありましたか。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長	<p>昨年度の実績を紹介させていただきます。</p> <p>9校、学校長を通しての調査になりますが、良かったという声が全校からあがっております。</p> <p>学校の意見で、良かったことといたしまして、管理職が休暇を取得できる、長期休業のまとまった休暇をとることができる、心理負担がなくなった、ということがあります。</p> <p>課題であると感じたことにつきましては、年休の少ない講師の方が休みにくい、緊急時の連絡、対応が円滑にできない、学校によっては飼育動物等の世話があるということで学校からは聞いております。</p> <p>昨年度につきましては、特に教員からの反対ということはありませんでした。</p>
植田教育長	<p>他に質疑等ありましたら願います。</p> <p>それでは、ここでお諮りいたします。</p>

<p>(植田教育長)</p>	<p>議案第10号 四條畷市立学校夏季休業日における学校閉庁日の実施について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議はないようですので、議案第10号については、原案のとおり可決とすることに決しました。</p> <p>それでは次に移ります。</p> <p>報告第8号 地域とともにある学校づくり推進事業モデル実施についてを議題といたします。</p> <p>事務局から、本件の内容説明を願います。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>報告第8号 地域とともにある学校づくり推進事業モデル実施についてです。</p> <p>地域とともにある学校づくり推進事業モデル実施について、令和3年度は四條畷中学校区で学校運営協議会設置にむけた取組みを行う旨、報告いたします。</p> <p>モデル校選定の理由といたしましては、平成30年度からの学校再編により統合校となったこと、二小一中であることから令和4年度全中学校区で実施をする際、汎用しやすいという理由から選定しております。</p> <p>この間、学校長とも協議をしており、様々な課題を整理しているところです。</p> <p>今後は他市での導入事例等についての研修会を含めて、導入に向けての助言をいただくなか、規則策定等、必要な準備を進めてまいります。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本件について、確認質問等ございましたらお願いします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>研修会や規則策定に向けてというお話がありましたが、設置に向けた取組みという地域の方々への啓発や校区によっては団体や活動も全然違うので、どんな組織にしていくかというあたりは、研修のなかで大体のモデルを教育委員会の方でお示されるということでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長</p>	<p>具体的には、5月7日に守口市が先行実施しており、当時、導入にあたっての課題を整理しながら成立させてきた過程について、今回研修の場を設定します。</p> <p>これについては、各学校の管理職、また、教育委員会事務局にも呼びかけ、各地区にはそれぞれの団体がございますので、どう整理していくかを事務局と校長とが同じビジョンをもって、モデル校の地域をどうしていくかを検討していく段取りになるかと思えます。</p>

<p>佃委員</p>	<p>コロナ禍で地域の人に学校に来ていただくだけでもハードルが高いなかですが、折角ですから時間がかかっても何かこの地域らしい良いものになるように、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に確認質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第9号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容を説明願います。</p>
<p>勝村青少年育成課長</p>	<p>報告第9号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申しあげます。</p> <p>先月の定例会におきまして、規則の改正をおこなうにあたり、決裁過程で文言について修正すべきとの意見があり、決裁が完了していない状態であったため、本案につきましては、取り下げをさせていただきました。</p> <p>今回、文言等の整理が図られ、規則改正が行われましたので、改めてご報告させていただきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染者との濃厚接触者と特定された場合、PCR検査の結果が陰性であっても、学校はおよそ2週間の出席停止となってしまうことから、このような場合におきまして、利用料及び捕食費等の減免ができるよう規則を改正するものでございます。</p> <p>新旧対照表の新しい表をご覧ください。</p> <p>第8条第1項第4号では、同一月内で連続する15日以上を休室する場合と連続30日以上を休室する場合、月の利用料をそれぞれ半額及び全額減免するものでございます。</p> <p>また、休室の期間が月をまたぐ場合もあることから、アからオの5例を示し、減免の対象とする月をそれぞれ定めております。</p> <p>次に、第9条におきましても、同様の考え方にに基づき、捕食費及び教材費につきましても減免できるように定めております。</p> <p>なお、附則といたしまして、この一部改正につきましては、令和3年4月1日からの施行としております。</p> <p>以上、四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定につきましての報告とさせていただきます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本件について、確認質問等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは、次に移ります。</p>

<p>(植田教育長)</p> <p>花岡学校教育課人権教育・教科指導担当課長兼教育センター長</p>	<p>報告第10号 四條畷市いじめ問題対策委員会委員の再委嘱についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容を説明願います。</p> <p>報告第10号 四條畷市いじめ問題対策委員会委員の再委嘱について報告いたします。</p> <p>四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条第2項の規定に基づき、四條畷市いじめ問題対策委員会を組織し事務を行うため、四條畷市いじめ問題対策委員会の委員を別紙のとおり再委嘱することを報告いたします。</p> <p>提案理由といたしましては、昨年度の定例会で報告していた4人のうち、臨床心理士 二見真美（ふたみまみ）さんが、辞退されましたので、臨床心理士会の推薦を経て、代わりに毎野寿美子（まいのすみこ）さんをお願いすることとしました。</p> <p>なお、新旧表につきましては、全員の分をお示ししております。男女比の1対1は変更ございません。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本件について、確認質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>それでは、その他案件に移ります。</p> <p>事務局からありましたらお願いいたします。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長</p>	<p>その他案件といたしまして、4月1日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について、本日机上配布させていただいた別紙のとおり、報告いたします。</p> <p>学校教育分野は私から報告させていただきます。</p> <p>小中学校の教育活動については、大阪府教育庁から4月7日に重ねて、4月15日に通知があり、市町村に対し、以下の要請がありました。</p> <p>1 教室40人の通常授業を継続する、感染リスクの高い活動はしない、不安を感じる児童生徒については十分な学習支援を行う、府県間の移動を伴う教育活動は中止または延期、部活動については原則休止とする。</p> <p>本市といたしましては府の通知に準じ、学校あて通知したところです。</p> <p>次に学校の休業につきましては、田原中学校において、4月16日から19日の間に、教職員1人、生徒3人の感染を確認しました。学校の対応は4月19日（月）給食終了後、一斉下校し、加え、保健所による行政検査が行われ、現在結果を待っている状況でございます。</p>
<p>賀藤教育部次長兼学校給食センター所長</p>	<p>続きまして、学校給食センターの対応を説明させていただきます。</p> <p>令和3年4月17日（土）から18日（日）までの行動です。</p> <p>4月17日、学校給食センター調理員1人の感染を確認し、施設の消毒と</p>

(賀藤教育部次長兼学校給食センター所長)

疫学の調査のため、4月19日(月)までの学校給食の停止を判断いたしました。小中学校は通常授業を行いますので、各自、昼食、弁当持参を指示し、市ホームページ及び学校メールにて周知を行いました。

4月18日、保健所による疫学調査の結果、濃厚接触者なし、施設の消毒も実施したことから、4月19日から給食を提供できる体制が整った旨、市ホームページや学校メールにて周知を行いました。

学校施設の運営状況につきましてでございます。

令和3年4月16日(金)から5月5日(水)まで、小中学校の運動場、体育館、部活動の原則休止等や学校活動の最優先を考え、貸出しを中止しております。

社会教育施設、屋内外の運営状況でございます。

令和3年4月10日(土)から5月5日(水)まで、屋内の社会教育施設を21時まで開館、利用については21時以降を利用枠に含む時間帯を利用中止としています。屋外については、夜間運動場の貸出しを停止しております。

イベント情報です。

令和3年4月10日(土)以降は、市主催、共催イベントは中止または延期。関係団体等主催のイベント等も原則趣旨をご理解いただいたうえで中止または延期でございます。

なお、指定管理者は事業をされております。

植田教育長

それでは、本件について、確認質問等ございましたらお願いします。

山本教育長職務代理人

四條畷中学校で臨時休校措置をとったということで、緊急事態宣言が発令されたら、大阪市はオンライン授業をするという報道があったと思います。

四條畷市の学校がオンラインで何かしている事例がありましたら教えてください。

木村教育部次長兼学校教育課長

田原中学校におきましては、月曜日の午前中に陽性者が発覚し、給食後すぐに下校ということだったので、オンラインを活用する準備が整わず、休校になっている状況です。

学校の方からは、端末は持ち帰っていないが、各ご家庭の環境を利用させていただきながら、こweb上の学習ページの紹介などを学校から発出しています。

あわせて、1人1台のGIGA端末につきましては、4月から学校には積極的に使ってくださいというお話をしております。そのなか、ある学校では、濃厚接触者に特定されると2週間学校をお休みになります。その家庭に端末を届けて、リアルタイムで子どもと通信したり、授業風景を映して家で授業を

<p>(木村教育部次長兼学校教育課長) 佃委員</p>	<p>見たり、少しずつ、準備ができてい学校から初めている状況でございます。</p> <p>この間のコロナ対応については、本当に教育長をはじめ、事務局の皆さまには頭のさがる思いです。</p> <p>土日の給食センターのことについては、市長の SNS で知ったのですが、なんともう月曜日から給食が始まるということで、本当にびっくりしました。</p> <p>この間の四條畷市の速やかな対応というのは素晴らしいものがあるし、保護者も喜んでくださっているのではないかと思います。</p>
<p>賀藤教育部次長兼学校給食センター所長</p>	<p>お褒めいただきありがとうございます。</p> <p>引き続き、安心安全な給食をお届けできるよう努めてまいります。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>遠足や校外学習についてお伺いします。</p> <p>他府県への移動を伴うものや修学旅行については中止となっておりますが、近隣のバスや電車を利用するような遠足、校外学習はどうなのか。また、奈良の東大寺なんかも県をまたぐこととなりますが、その辺は流動的に判断されているのか教えていただきたいです。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長</p>	<p>府県をまたぐ移動は、府の方から中止といわれております。</p> <p>ただ、今は5月5日までと日程は示されておりますが、この後また緊急事態宣言等が予想されますので、引き続き控えている状況でございます。</p> <p>あわせて電車、バスにつきましても、特に府からの通知はありませんが、適切に感染症対策を施したうえで実施ということは学校の方で検討しています。今後の緊急事態宣言等で変わってくると思うので、学校も苦慮している状態です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他、確認質問等ございましたらお願いします。</p> <p>事務局からその他案件の追加がありましたらお願いします。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長</p>	<p>机上に配布させていただきました KyouKan ヘッドラインニュースについて報告します。</p> <p>令和3年度は、中学校でも新学習指導要領の全面実施をはじめ、令和のスタンダードとされる1人1台端末の活用等、教育環境が大きく変化する年でもあります。</p> <p>そのようななか、保護者への啓発を趣旨として、以前は教育環境整備に関するものでしたが、教育環境と大きくリニューアルして、KyouKan ヘッドラインニュースを発出していこうと考えております。</p> <p>教育委員会からの発出として、保護者に理解や協力を求める一つとして、</p>

<p>(木村教育部次長 兼学校教育課長) 植田教育長</p>	<p>市ホームページに掲載し、その周知を学校にもお願いする予定です。</p> <p>それでは、本件について、確認質問等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは、本日予定の案件の審議はすべて終了いたしました。 これをもちまして定例会を閉会いたします。 どうもお疲れ様でございました。</p>
----------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年5月26日

四 條 畷 市 教 育 長

植田 篤司

四條畷市教育委員会教育長職務代理者

山本 博資